

中国における戸籍管理制度とその改革

——「農民工」問題¹⁾に関連して——

The Household Registration Management System in China and its Reform

——In Relation to “Migrant Workers” Problems——

周 平*

Ping Zhou

(要旨)

本稿の目的は、中国現代社会における出稼ぎ労働者いわゆる「農民工」との関連で、中国の戸籍管理制度の成り立ち、構造特徴及び改革とその方向性を分析し、戸籍管理制度の独特性を明らかにすることにある。主な分析結果は、次のように要約できる。(1) 歴史的な観点からみれば、中国の戸籍管理制度は国家戦略を達成するため、有効な政策手段として一定の役割を果たしたことが認められる。(2) 中国の戸籍管理制度は、a) 国内において政府による国家資源と既得権益の配分基準、b) 戸籍の閉鎖性と世襲性、c) 厳格な制度体系と複雑な管理機能という3つの主要特性を持っている。(3) 戸籍制度には、先天的要素による社会階層の管理、社会的流動メカニズムの妨害と社会的資源の配分に関わる「付加機能」という戸籍制度の3つの弊害があり、その改革が求められている。(4) この制度の実施結果である二元戸籍管理制度から生じた二元化社会は「農民工」を不利な立場に追い込む主因でもある。(5) 戸籍に多様な「社会機能」が付随することは中国戸籍管理制度の主要な特徴の1つであり、「農民工」問題を解決するには戸籍制度を含む総合的な改革施策を講ずる必要がある。

1. はじめに

2004年上半期より、中国経済を底辺で支える農村出稼ぎ労働者の募集困難、「農民工」不足という問題が顕在化した。特に輸出を主力とする労働集約型産業が集中している珠江デルタでは、出稼ぎ労働者の募集難が最も深刻であり、推定不足人数は200万人を超え、不足率は10%に上ると見られる。「農民工」不足が発生する背景には、「戸籍の違いにより就職、失業、医療、年金、教育などの社会保障面における農村出稼ぎ労働者への「制度

的差別」が存在している」と指摘されている(厳, 2006:18)。

経済発展と資本蓄積の視点から考えると、中国戸籍管理制度は、それが持つ特殊な機能を付与されることが経済成長に伴うコストとリスクを最小化にするという点で、合理性があったといえよう。戸籍制度により経済成長のコストを農民により大きく負担させ、相対的な不利益を与えたとしても、農民国家としての中国の長い歴史のあゆみからみれば、最も効率的かつ実効性がある農民労働力の利用法とみることができる。だが、急速な経済環

* 山口大学大学院東アジア研究科博士課程 (The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University)

境の変化及び経済成長につれて、極めて保守的な制度特性のために、戸籍制度はすっかり後れを取ってしまい、制度の不合理性がますますあらわになってきていると見ている。

改革開放に始まった急速な経済改革に伴い、伝統的農村部門に集中していた労働力が、工業部門の発達につれてそれに吸収され始める。近代的工業部門がほとんど都市部に立地しているため、地理的には、農業部門からの労働力の移動は農村部から都市部への移住・人口流入という形を取る。

改革開放以来、農村労働力の移動にはいくつかの时期的な特徴がある。第1の时期的特徴は、1980年代の「離土不離郷」²⁾である。1980年代から農村では生産責任制の導入、農作物の政府買い付け価格の大幅な上昇、農業労働性の向上から農業収入が増加した。また、農地面積の縮小、労働力の移動に対する規制の緩和が進んだことや農村内の工業部門（郷鎮企業）を興すことを促す政策が取られることから、農業部門の潜在的余剰労働力が顕在化し、工業部門への移動が急激に増えたのである。出稼ぎの移動先は主に農村部に生産拠点を据えた郷鎮企業であったため、「離土不離郷」というたんに重要な生産要素である労働力そのものの移動で特徴付けられている。

第2の時期は、1990年代の「離土又離郷」³⁾で特徴づけられる。中国第5回人口センサス調査（2000）（国務院，2002）によると、2000年11月1日現在における国内総流動人口⁴⁾は1億2,759万人であり、その8割が農村部の出稼ぎ労働者と計算すれば1億人以上になり、農村部総労働力人口の25%を占めている。これは80年代後半の水準の約3.77倍であり大幅に増加している。特に出稼ぎを中心とした農村部から都市部への急激な人口移動が日常化していることが伺える。

第3の時期は、2000年以降の「離郷又背

井」⁵⁾で特徴づけられる。都市部などで長年仕事を続けてきた農村出稼ぎ労働者の定住化、または一定の要件を満たす農民の「拳家離村」が農村部から都市部への移住規制の緩和により、実現できるようになった（嚴，2005:5）。

以上の时期的な特徴は人口移動を管理する戸籍制度の性格及びその変化と深く関わっている。例えば、1980年代は農村都市間の労働移動が厳しく制限されている時代であったため、「離土不離郷」は、高成長の工業部門に農村余剰労働力を提供する一方、あくまでも「労働」そのものの移動で「労働」の主体である農村労働者の都市部での定住などに対しては極めて慎重な政策がとられた結果であろう。

遡って、建国の1949年以降、中国では厳格な戸籍管理制度が実施され、農村都市間に境界線が鮮明に引かれていて、農村戸籍と都市戸籍⁶⁾に関わる人々は異なる2つのブロックのような社会構造に置かれていた。改革開放以前、中国では人の地域移動は厳しく制限され、地域内の人口及びその構成の変化が少ない固定的な状況が続いていた。改革開放政策の実施による市場経済の浸透とともに、閉鎖性を持つ規制が徐々に緩和されたことにより、出稼ぎを中心とした農村部から都市部への移動は中国経済を支えるような存在になってきた。

改革開放以降の时期的な特徴をみれば、戸籍管理制度の「働き」の変化とはほぼ一致している。例えば、前に述べた1980年代の「離土不離郷」であるが、戸籍管理の側面から考えると、これに労働移動（「離土」）をしても都市に定住するのを推奨しない（「不離郷」）という政策意図と一致する。

以上のような認識を踏まえて、本稿では今日の「農民工」問題と関連させて中国の戸籍管理制度の内容と特徴を次の手順で論じる。

第1に、戸籍管理制度の主な変遷プロセス。第2に、第1からみえてきた戸籍制度の中国特有な性格の解明。第3に、「農民工」問題からみでの戸籍管理制度上の「農民工」の立場の解明。第4に、「農民工」問題を解決するための戸籍管理制度改革の方向性。最後に最近の戸籍管理制度の改革事例及び改革実績を取り上げての戸籍管理制度改革の現状。

2. 先行研究と本研究の位置づけ

戸籍管理制度に関する研究は経済学、人口学、社会学などの枠組みで行われている。改革開放から、特に1990年代に入って以来、その研究が様々な角度より活発化している。以下では、経済学の分野で論じる研究を大まかに3つに分類することにしよう。なお、ここでは、研究者の共通認識となっている中国における伝統的戸籍管理制度がそれを中心とする差別性の制度的アレンジを生み出したという事実を前提にする。

第1に、戸籍管理制度の成立過程、構造特徴及び歴史的变化を解明することによって、経済社会におけるその機能と役割を分析するものである。例えば、戸籍制度の成立過程の中で最も重要な特徴は二元化的社会、即ち農村戸籍と都市戸籍という二元戸籍構造を通して農村部と都市部が隔離された二重社会構造を作り上げたという主張がある。重工業を優先的に発展させようとする国家戦略の目標を達成するには、そうするほかなかったとされる。重工業は資本集約型産業であり、農村労働力を吸収する能力は限定的である。そのため、「都市病」⁷⁾をも防ぐには二元戸籍制度を用いて農村により多くの余剰労働力を留めるようにしていたという議論もある(殷・郁, 1996; 林・蔡・李, 1999; 班・祝, 2000; 範, 2003)。または、建国初期の社会新秩序を確

立するための政治、経済の必要性及び伝統的観念が二元戸籍制度を形成させる根源だと指摘されている(陸益, 2002; 陸, 2003; 張, 2004)。また、中国の伝統的社会制度及びイデオロギーの側面に二元戸籍制度の形成原因を探る説もある(仲, 1999; 藍, 2000)。他には、建国直後の極めて厳しい財政状況が二元戸籍制度を作り上げた主要原因という説もある(廖, 2001)⁸⁾。

第2に、研究方法の精緻化につれて労働移動の過程で広く観察される様々な現象を主な問題意識として、戸籍管理制度の成立過程、特性及びその変化が研究されている。例えば、「農民工」の経済的な立場、社会権益の保障、子女の教育問題などの側面から戸籍制度を研究する論者もいる(仲, 1999; 李, 2002; 石, 2004; 張, 2006; 嚴, 2006、2007)。農村戸籍に帰属する人々、いわゆる農民が「戸籍制度などの制度的装置により」経済的、社会的、政治的権利を失ってしまうことが示される(中兼, 2007:38)。そして農村部から都市部へ移動する「農民工」は、都市部で仕事や生活をしているにもかかわらず、農村戸籍を持つということだけで社会の二重基準により様々な不利益を被っており、都市部住民に比べ、スタート時点であらゆる側面における「弱者」としての運命を強いられることになる⁹⁾。

第3に、近年、既存の戸籍管理制度に対する改革が必要であるという認識の下で、研究課題が戸籍制度をいかに改革していくか、今までの改革効果をどのように評価するか、あるいはこれからさらなる効率的な改革をいかに行っていくかに集中している研究が近年、活発に行われている。そのうち、張(2005)、陸益(2002)、張・林(2006)は、改革の過程を明らかにし、農村の城鎮化、都市化及び経済成長の促進効果、「農民工」問題の解決効果をマクロ的に評価した上で、改革がまだ

施策初期段階にあり、多くの問題と対立によってより良い解決策を見つけ出せていないと指摘している。「農民工」は既存の戸籍制度から大きな影響を受け、改革すべき点をよく知り、さらに改革効果を見込むことができる。しかし、経済的、社会的、政治的に非常に弱い立場に立たされ、発言権をほとんど持っていない。この点が改革の中で最も難しいところではないかと、陸（2003）は主張している。または、陸（2006）は中国総合社会調査データを用いて、社会需要と制度供給の視点から改革は単なる規定及び条例を改定、廃止することではなく、戸籍制度に対する需給構造からみる社会需要と制度供給の均衡を図ることであると分析した。

本稿は、「弱勢群体」¹⁰⁾としての「農民工」に関わる問題の視点から戸籍制度の理論特性を探るため、上記の第2に帰属するものであろう。さらに、戸籍制度の改革、改革の効果及びその方向性を考察しようとする点から、第3に帰する部分も含まれている。

3. 戸籍管理制度変遷のプロセス

1. 戸籍管理制度とは

世界各国で戸籍管理制度は、普遍的に採用されている重要な行政管理制度の1つであり、国の基礎的な行政サービスの1つでもある。形式的にみれば、戸籍管理制度は世界的に共通する住居区域の人口登記形式であるが、その内容は、国家の政治体制、経済発展の水準、民族的思考様式、歴史的文化風習などの相違によって多様な形で展開されている（肖，2004: 58）。

戸籍管理制度には、大きく分けて主な役割が2つある。その1は、政府の職能部門が国民に関する個人情報を登録、管理することを通じて、国民に属する民事上の権利と行動義

務を確認する。これによって国民の身分を証明し国民が、様々な社会活動に参加できるように相応な利便を提供する。その2は、戸籍登録管理制度を通じて社会経済発展及び治安管理を含める各種行政管理を行うための個人情報と人口データを、政府に提供する。

管理の仕組みとしての戸籍は、3つの機能に分けることができる。第1は、最も基本的かつ世界共通的なもので、人口に関する基本の情報管理である。第2は、コミュニティの公共安全の管理である。第3は、人口の移動に対する行政管理である。本稿では戸籍管理制度改革を、主として人口の移動管理機能に関する改革として取り上げる。

中国の現行の戸籍管理制度は、新中国建国後に徐々に確立された。基本的には現代日本の本籍登録と住民登録とを重ね合わせた機能を有するものである。その構成は、戸籍登録制度、戸籍移動制度と「居民身分証明書制度」の3つの部分を中心になる。戸籍登録制度では常住戸籍所在地の戸籍登録原則に沿い、都市と農村住民を問わず、常住・暫住・出生・死亡・転出・転入・登録内容変更などの7項目の戸籍登録内容が定められている。常住地が変化した場合、戸籍移動制度に従い転入地で戸籍移動手続きをすることが規定されている。「居民身分証明書制度」とは16歳以上の国民に対して身分証が発行され、16歳以下でも希望があれば発行も可能という制度である。

1949年に新中国が誕生して以来、その社会背景に基づいて戸籍移動を管理するという角度から見て、戸籍管理制度の成立過程は下記のように4つの段階に分けることができる。

2. 第1段階：戸籍の自由な移動の時代 (1949—1957年)

建国初期、新中国を取り巻く国内外の情勢が依然として厳しかったため、国際政治上で

の選択は社会主義陣営の一員としてソ連への傾きを強めざるを得なかった。その一方、経済面では、ソ連を手本にした計画経済の下で、軍需産業を中心とする重化学工業を優先的に推進してゆく経済発展政策を取っていた。本来は、重化学工業優先政策を実行するために必要な莫大な資金は軽工業の発展で蓄積される資金と技術により供給されるが、中国では軽工業の十分な蓄積がなかったため、必要な資本の供給は農業部門に頼らざるを得ない状況であった。1953年11月政府の「食糧の計画買付けと計画供給の実行に関する命令」のように、「統一買付・統一販売」を通じて「シェーレ」¹¹⁾ 体系により重化学工業部門拡大のための蓄積構造が作り上げられたのである。その結果、農村都市間の二元化が急速に進んでいった。これに帰結する農村部と都市部の経済格差の拡大は、農村住民が都市部へ移動しようとする重要な動機づけとなり、そのうえ、人口移動を管理する戸籍制度を体系化する環境が整わないこともあって、都市部の総人口が1953年の7,800万人から1957年には1億2,300万人までへと増加したという調査結果もある(堀井, 2006:13)。

そこで、1950年7月「都市戸籍管理暫定条

例」が制定され、これによって全国都市部の戸籍登録制度がほぼ統一された。同条例では、戸籍登録内容が変動する際に都市部住民には変更登録及び申請する義務が定められているが、移動自体を制限する内容はなかった。1956年3月、第1回全国戸籍工作会議で戸籍管理の3つの基本的機能が明確にされた。即ち、戸籍管理制度の基本原則は、「国民身分の証明」、「人口センサス資料の提供」及び「反革命者と犯罪者活動の防止」である。1956年6月、国務院は「恒常戸籍登録制度の確立に関する指示」を通達したが、その主眼は人口の変動状況を把握することであり、戸籍移動を制限するものでもなかった。表1で示されるように、1957年までに社会をコントロールするために、戸籍の管理と登記に関する様々な法制度が整備されていたが、その基本原則は、革命的秩序を確保するために、「人民の移転の自由を保障し」、「反革命者を発見し拘束する」であり、人口移動を明確に制限することは原則となっていない(張, 2004:19-23)。

表1 中国戸籍制度の第1段階(1949-1957年)

	主な法規法令	主な内容
1950年	「特殊人員の管理に関する暫定的実施方法」(公安部)	特殊な人口の管理
1951年	公安部「都市戸籍管理暫定条例」	都市常住人口の登録及び管理
1953年	「全国人口調査登録方法」(政務院)	常住人口の6項目管理と登録
	「中共中央による食糧「統購統銷」の決議」	規定買付と計画供給の範囲
1954年	「内政部・公安部・国家統計局の聯合通告」	全員に農村戸籍登録制度
1955年	「恒常の戸籍登録制度の確立に関する指示」(国務院)	人口と戸籍変動登録及び管理
	「市政食糧定量供給の暫定方法」(国務院)	食糧供給、糧票と糧油の移転手続管理
	「城郷区分標準に関する規定」(国務院)	「農業戸籍」と「非農業戸籍」の区分
1956年	「第1回全国戸籍工作会議の三つの公式文書」	戸籍管理における三つの機能の確立

(出所) 筆者作成。

3. 第2段階：厳しい制限の時代

(1958-1977年)

1958年1月8日、第1期全国人民代表大会常務委員会の第91回会議で新中国誕生以来、初めての統一の戸籍管理に関する法規である「中華人民共和国戸籍登録条例」(以下は「条例」と略す)が公布されたことによって法的形式で全国の戸籍登録事務が整備、統一された。「条例」の最も重要な部分は次に示す第10条第2項の内容である。「国民が農村から都市に移転する場合、必ず都市労働部門の採用証明書、学校の入学証明書、または都市戸籍登録機関の転入許可書を持参し、常住地の戸籍登録機関に申請して転出手続をとらなければならない」。ここから、中国の戸籍管理制度において、戸籍移転手続きを転出登録と転入登録とに二分化して、戸籍移転を転出と転入双方によって二重管理するシステムが生まれた。第10条第2項を一見すると誰でも転入許可書を交付されれば、転出手続きを進めることができるように見える。しかし、転入許可書、特に農村部から都市部への人口移動に関する許可を得るには、非常に多くのス

トップが必要であり、さらに極めて厳格な重層的審査手続きを課されていて、現役軍人を除くすべての国民が公安機関の戸籍管理部門に総合的に管理され、人口移動、厳密に言えば農村部から都市部への移動を厳しく制限される政策が内実だったのである。

このように、「条例」の主な目的が「社会秩序の維持」であることは明記されたが、その目的を達成するには、都市部と農村部の人口流動を遮断して「都市秩序の維持」を優先させるような政策手段を取った。結果的に、「条例」は、二元戸籍管理制度により分断する二元化社会への道を歩み始めることに最も影響を与えた法規だった。その後、戸籍管理制度に対しては、様々な補充規定や補助的措置が付け加えられたが、いずれも「条例」をさらに強化し、農村部から都市部への移動を一層厳しく制限するものである(表2参照)。この期間は、中国戸籍管理に関して最も重要な制度化過程であり、社会、政治及び経済政策に対応した戸籍管理の目標達成を目指していた時期であった。基本的な目標は都市労働力を無秩序に増加させることも、農村労働力

表2 中国戸籍管理制度の第2段階(1958-1977)

	主な法規法令	主な内容
1958年	「中華人民共和国戸籍登録条例」(全人代)	これは農村部と都市部に対する全国範囲での統一の戸籍管理制度を法律化したものである。その中で戸籍管理に関する趣旨、戸籍登録の範囲、戸籍登録の管理機関、戸籍登録簿の役割、戸籍変動及び常暫住人口登録などが明確に定められた。
1962年	「戸籍管理業務の強化について」(公安部)	戸籍移動の際の原則に関する通達
1964年	「公安部の戸籍異動業務に関する規定(草案)」(國務院発)	農村から都市・郷鎮へ、郷鎮から都市への人口移動変更は厳しく制限する。これによって農村部から都市部への道は完全に閉ざされ、戸籍制度の最終的確立を意味する。
1977年	「公安部の戸籍異動業務に関する規定」(國務院発)	政府が農村戸籍から都市戸籍への異動(「農転非」)を厳格に制約する方針を初めて正式に明文化した。さらに、農村戸籍から都市戸籍への戸籍移転を認可する年間最大人数は農村戸籍人口の千分の1.5を超えないことと指標化した。

(出所) 筆者作成。

を無秩序に流出させることもないことにあった。

基本的には人口移動を強力にコントロールする政策は、国家が重化学工業を優先するという強蓄積戦略の延長線にあるものと思われる。工業化のための資本蓄積のスタイルを、中国は「統一買付け、統一販売」政策を通して、農産物と工業製品との「シェーレ」により確立しようとしていた。これを可能にするには、都市では比較的に高社会福祉で低賃金雇用を十分に確保する一方、農村では、土地に縛られる農民によって農業生産を安定的に行うことにより達成できる。故に、計画経済に適応して農村部と都市部を分断する戸籍移転制度と、「1戸1簿」¹²⁾の戸籍管理方式が生まれてきたのである。しかしながら、農民が土地に縛られ、都市農村間の格差を生むとともに、工業化と都市化のレベルの格差も生じる。即ち、都市化が工業化に比べ遅滞する。

4. 第3段階：半開放の時代

(1978年－1990年)

1978年、改革開放政策が始まって以来、今まで厳しくされた戸籍管理制度は規制緩和の方向へ動き始めた。そこで最初に講じられた規制緩和策は、1984年10月13日国務院が公布した「農民の集鎮への移定住に関する通知」であった。これを契機として、集鎮で工業、商業、サービス業を営み、または従事している農村戸籍者及びその家族は、集鎮に固定的な住所を持つ者と経営能力を有する者、あるいは集鎮に属する企業及び公的部門に長期間にわたって勤めている者とともに、自己申請により、集鎮への常住人口としての転籍¹³⁾が認可されるようになった。ただし、これは、食料品を自弁で調達した上で、都市にある社会サービスが得られないという条件付きだった。集鎮において掛ける社会負担を最小限に

抑えると同時に、条件付の戸籍ではあったが、この通知により初めて各々の個人意志に基づいて農村戸籍から非農村戸籍への転籍を認められるようになったという意義は大きい。これは、1958年の「条例」を発令して以来、農村戸籍から非農村戸籍への転籍に対して規制緩和を推進するようになって初めて大きな政策転換であり、長い間、計画経済の下で構築された農村都市間の壁に1つの通路が作られたわけである。今まで戸籍管理制度によって分断されていた労働市場に多少でも流動性を与え、農村余剰労働力の吸収による人的資源の適正配置に大きく寄与したと評価できよう。

さらに、現行の戸籍管理政策及び「1戸1簿」の戸籍の運用ルールが経済成長に基づく労働市場の変化に対応しきれなくなったため、1984年国務院通知を契機として、1970年代末から1990年代初めにかけて、様々な戸籍改革が考案、実行された。

例えば、特定地域における特殊な戸籍移転政策が展開されている。1979年、国が相次ぎ発表した経済特区、経済技術開発区、ハイテク産業区などにおける特殊な戸籍の移転政策では、大・中都市の出身者を雇用する場合に本人の希望があればその地域に転籍できるとされた。また、上記地域では、企業が現地戸籍を有しない人をも正社員として雇用できるとされた。

1980年代、労働移動と直接関係する戸籍改革のもう1つの動きは、「暫住戸籍」の発行と「居民身分証明書制度」の実施である。「暫住戸籍」は正式な都市戸籍ではなく、農村部から沿海部大都市を中心とする経済発達地域へうねりのように押しよせてくる出稼ぎ労働者を管理するために、1985年から政府が16歳以上、都市3ヶ月以上住む非都市戸籍者を対象に、手続きを明確すると同時に、暫くの間都市に居住する合法的な戸籍地位を付与

表3 中国戸籍管理制度の第3段階（1978－1990年）

	主な法規法令及び戸籍改革動向	主な内容
1984年	「集鎮への農民の移入・定住に関する通知」 (国務院)	一定条件に満たす者は申請すれば、「食糧自弁戸籍」として集鎮への転籍が認められる。
1985年	「城鎮暫住人口に関する暫定措置」(国務院)	流動人口に対しては「暫住証」、「寄住証」制度を実行して暫住者は城鎮に居住することが可能。これは実質に『条例』を改正するものである。(['条例』では3ヶ月以上の暫住者が厳しい転籍手続をするかあるいは常住地に戻るかと定められた。)
	「中華人民共和国居民身份证条例」(全人代)	16歳以上者は「居民身份证」を申請、所持すること。
1986年	安徽省滁州市天水県秦欄鎮の「グリーンカード戸籍制」(都市戸籍を商品として販売する全国最初の事例)	専門技術を有する農民が1人当たり5千元の「建鎮費」を納めれば、その鎮での定住権を獲得できる。

(出所) 筆者作成。

するものである。1985年9月、全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国居民身份证条例」を公布した。それによって16歳以上の国民は「居民身份证」を申請、保有しなければならなくなった。これは、戸籍管理ルールにおける「戸」単位を主とする管理パターンから「人」単位を主とする新しい管理体制に移行するもので、人口管理を証書化する礎となるものである。しかし、これらの改革は、依然として計画経済の枠組みの下で行われるものであり、都市の社会秩序を維持するための応急措置という性格を帯びていた。また、制限できなくなった労働移動への追認であったともいえよう(張, 2005:23)。(表3参照)

5. 第4段階：本格的な戸籍改革の時代 (1990年以降)

1990年代に入り、特に市場経済体制を確立して以来、中国の工業化社会、都市化社会を目指す動きがより速いテンポで進む中で出稼ぎブームが起こる。1984年－88年の出稼ぎブームに続き、1992年、鄧小平の「南巡講話」以降の都市開発熱で1992－95年の出稼ぎブームにより、労働力の供給がさらに刺激され、農村都市部の労働力移動も今までないような規

模とペースで激しく展開される。こうして、本来の戸籍管理制度はこの労働力移動に対応して機能できなくなり、戸籍管理制度の改革が迫られたのである。実は、1980年代において「食糧自弁戸籍」の発行というような戸籍改革が行われていたが、食糧品の配給制が1992年から1993年にかけて全国的に廃止され、食糧品の供給面で労働力を阻むハードルが大幅に下げられた(石, 2005:180)。それから、国及び各省市は次々と現行戸籍管理制度の一層の改革推進を図ろうとしていた(表4参照)。

これらの戸籍管理制度改革が目指すのは、国民が享受すべき移動と居住の自由という最終目標を達成することであるが、1990年代の改革成果をみる限り、農村戸籍から都市戸籍への転籍、いわゆる「農転非」は、硬直化した管理方法に対する規制緩和により昔に比べより容易になった。だが、1990年代における改革は、根本的に1958年に制定された「条例」の壁を打ち破るに至っていない。

2001年3月30日、国務院は公安部の「小城镇¹⁴⁾戸籍制度改革に関する意見」を承認、発表した(表4参照)。これによれば、小城镇において合法的固定住所、安定的職業もしくは生計のある外来人口は、本人の意思により、

表4 中国戸籍管理制度の第4段階（1990年以降）

	主な法規法令及び戸籍改革動向	主な内容
1992年	公安部通知	小城镇、経済特区、経済開発区、ハイテク産業開発区では「現地有効戸籍」を実施と発表した。
	浙江省温州市の「グリーンカード制度」	基本的に表3で示されたように1986年秦欄鎮の例に近いもの。
1994年	上海市は「青色戸籍管理の暫定措置」を推進	人民元100万元または米ドル20万ドル以上の投資者、100㎡以上市内住宅購入者、専門の人材として市の企業に3年以上雇用される者は、上海市の「青色戸籍」を申請でき、それを取得してから通常3年前後を経て上海市の常住戸籍に切り替えることも可能。
	国による戸籍登記制度改革	国からの食糧配分の有無により農村戸籍と都市戸籍という区分を廃止し、居住地別と職業別により戸籍を区分する。戸籍管理は常住戸籍、暫住戸籍と寄住戸籍3種類別で行う。
1995年	広東省深圳市は「青色戸籍制度」を施行	特定者に深圳戸籍を与える。例えば、技術者、社会に特別な貢献のある者、優秀な経営者、投資者等。
1996年	7月1日に新「戸籍簿」の使用開始	戸籍別欄の記載は「農業（農村戸籍）」と「非農業（都市戸籍）」という分類を「家庭戸籍」と「集団戸籍」という分類に変更する。
1997年	公安部「小城镇戸籍管理制度改革に関する実験方案」（国務院発）	小城镇における農村戸籍の勤労者及び居住者が条件付きで小城镇の常住戸籍を取得できる。
1998年	公安部「戸籍管理中の幾つか重要問題に関する意見」（国務院発）	例えば、新生児の戸籍が母系に従って登録することを母系か父系か自由に選択できることに変えた。
2001年	公安部「小城镇戸籍管理制度改革に関する意見」（国務院発）	小城镇戸籍管理制度改革を全面的に進めていく。
2003年	湖北省の3都市での戸籍管理制度の実験	武漢市、襄樊市、黄石市では、農村戸籍と都市戸籍を廃止しそれを統合する「湖北戸籍」として登録する。
2004年	山東省を初めとする多数の省市での戸籍管理制度改革	目標としては農村戸籍と都市戸籍の二元戸籍制度を撤廃し、農村部と都市部の統一戸籍「住民戸籍」制度を構築することである。

（出所）筆者作成。

昔のような割当数量・数量制限なしに、城镇常住戸籍（都市戸籍）を申請できる。これは、戸籍管理改革が実質的な一歩を踏み出したとして評価されている。さらに、政府は、2005年までに「準都市戸籍」¹⁵⁾を廃止し、農業戸籍と都市戸籍の二元戸籍制度を撤廃、農村部と都市部の統一戸籍「住民戸籍」制度を構築する目標を掲げているが、全国一斉に足並み揃えて実行するのは困難である。そのため、事実上には、既存の戸籍管理制度に対する改革は、省レベルを主とする各地域が、該地域の状況に応じて、改革実験及び実行をして

いる¹⁶⁾。しかし、出稼ぎ労働者が集中している大都市及び特大都市における戸籍改革については、農村部から都市部への急激な人口移動に伴う社会混乱を招く恐れがあると考えられているため、政府は、慎重に見極める姿勢を崩していない。

4. 「農民工」の立場からみた戸籍制度の独特性

1. 戸籍管理制度の特殊な性格

まず、戸籍管理制度の特殊な性格を3つに

分けて理論的に論じてみよう。

(1) 国の資源と既得権益の配置基準

上述のように、戸籍管理制度で保障されている主な対象が城鎮及び都市の人口であり、政策決定が都市と重化学工業をかなり優遇するものであった。この制度は、工業化という国家の戦略を達成するため、労働市場を分断することにより、労働力の供給を計画的、秩序的に展開させるように働いていた。戸籍で区分された二元化社会に適合して制度自体が二元化された機能を持っている。即ち、人口登録などの人口情報の管理、治安の維持及び他の社会管理の機能という戸籍管理の基本的な機能のほかに、国の社会状況の変化によって、戸籍に付随する政治、経済、文化などの社会的機能は次第に増加してきた。長い間、戸籍の構造からできてしまった差別は、もともとの二元社会間の相違を増幅させた。階級及び地域の格差感是人々の価値判断に影響をもたらしつつある。例えば、都市は優越、農村は劣等、都市の居住民は格上、農村の居住民は格下、という偏見は世間に根強く残っている。

こうして、戸籍管理制度の持つ特殊な性格はより次第に鮮明になってきている。即ち、社会を分断することである。社会を構成するメンバーを、ある社会特性で分割、隔離する。中国において社会特性は身分というものであろう。戸籍管理制度は、人の身分の相違により社会構成メンバーが社会権利を行使できる区間を分断化して、さらに身分によって経済的資源配置の順序を決めるようなものであろうと思われる。ゆえに、この管理制度の下で、順序において前に位置する社会集団と後ろに位置する社会集団に分けることができるため、前者の「優勢群体」に対して、後者が「弱勢群体」と呼ばれる。

(2) 戸籍の閉鎖性と世襲性

戸籍管理制度の下で、都市戸籍を持つ家に生まれた子供は自然に都市戸籍を与えられる。同様に、農村戸籍を持つ農家に生まれた子供は、「生まれつき」の農村戸籍をしか取得できず、農村部以外の住居、職業を選択する自由はない。また、新生児の戸籍が母のそれに決められて登録するため、母親が農村戸籍なら子供も農村戸籍になる¹⁷⁾ (張, 2004:29)。農村戸籍者が都市戸籍に変えようとする、非常に厳しい条件をクリアせねばならない。例えば、昔のように大学、短大、専門学校の入学試験に受かり、都市で就職するか、軍隊に入り将校になるか、国家の労働部門の募集に応募し採用されるかのいずれかであった¹⁸⁾。こうして、身分が「先天型規則」¹⁹⁾ で決められるということは、個人の生活環境及び人的資本に対するインセンティブを損なうことになる。

(3) 厳格な制度体系と複雑な管理機能

1958年以来、戸籍管理制度は、「統包統配」²⁰⁾の労働管理制度、都市部住民に生活必需品を計画的に配給する制度、都市部住民の福利制度と「四位一体」セットになって、お互いに密接な関係を持っていたが、戸籍管理制度は、ほかの三つの制度をそれに付随させる中心的存在であった。これによって、農村人口が自発的に都市部に流れ込むのを阻止するとともに、国が人口の移動行為に対して強力な拘束力を有する経済手段を持っていることを意味した。

人口の移動に対する今までの行政の管理原則は、人口の移動を四つのランクに分けて包括的に管理するものであった。最初に農村戸籍から都市戸籍への転籍、いわゆる「農転非」に対しては、最も厳しく管理している。次は、同じ都市戸籍でありながら、小都市から中都市へ、中都市から大都市へ、大都市から特大都市へという、下位都市から上位都市への

「常住資格」の移動を適切に制限する。三つ目のランクでは、同じレベル地域間の人口移動を、原則的に制限しないことである。最後には、人材の移動、幹部の転換を勧めることになっている。また、戸籍に関する管理方法は、実に複雑である。それを概括していえば、まず、戸籍に対しての管理が「静態」的な管理モデルを定めており、「戸」と「籍」を重要視する一方、個人の身分などの個人情報の管理が欠けている。次に、戸籍だけでは、国民の身分関係を明確に判断できない場合がある。さらに、出生地、居住地、勤務地などはよく重なり合っており、農村戸籍と都市戸籍、常住人口、暫住人口、流動人口などの分類が非常に複雑である。

2. 「農民工」の立場からみた戸籍制度の独特性

戸籍制度の独特性は「農民工」問題を通じてより鮮明になる。「農民工」問題は、市場経済の導入による経済成長と伝統的戸籍管理制度との間に生じた大きなギャップの結果の1つであり、農村戸籍か都市戸籍かによって、それと連動して異なる社会的属性を有することから次のような戸籍制度の特性が示される。

第1は、就業する権利を変化させ同等な条件の下での非都市戸籍（農村戸籍）者をより弱い立場に立たせることである。具体的に主な2つの内容が挙げられる。

その1は、就業の自由が厳しく制限される。「農民工」の教育水準は、年々高まる傾向があるものの²¹⁾、都市部住民よりまだ低いため、「農民工」は労働市場の低い階層で都市部住民に嫌われる仕事に従事する。その上、1990年代に入って以来、都市部の産業構造の調整及び企業改革の加速により、失業者と一時帰休者が増えたことに伴い、多くの都市、特に大都市は、地元の都市部住民の雇用を優先的

に確保できるように、「農民工」を主とした「外出労働力」²²⁾が特定の業種と職種に入ること厳格に制限している。例えば、1995年12月、上海市労働局は、「上海市単位使用和雇用外地労働力分類管理弁法」（「上海市各事業所が外来労働力を使用・雇用する分類管理方法」）を公布し、業種及び職業をA、B、Cの3種類に分けた。A種類では外来労働力の雇用が可、B種類では地元労働力の雇用を確保する上での外来労働力の雇用が可、C種類では、外来労働力の雇用が禁止と定めている。それ以降、この方法が全国に広がり、青島、武漢などの多くの大都市でも実施されるようになり、仕事を求めてその都市に流入する「農民工」に対して人数及び就業の範囲が厳格に規制されている。

その2は、労働力価格が低く、かつ不安定な仕事を余儀なくされている。政府の労働管理部門が都市部で働く「農民工」に対する明確な賃金等級を設定する基準を提示していないため、「農民工」を受け入れる都市部企業はその賃金水準を最小限まで切り詰める。都市部出身の労働者と同じ職場において同じ仕事に従事しているとしても、賃金報酬ははるかに低い場合が多い。さらに、都市部住民と違い、「農民工」を管理する行政機関が明確に指定されていないこともあり、重労働を強いられているにもかかわらず、最低賃金の違反、賃金遅配、ピンはね、さらに賃金の未払いなどはしばしば発生する。二元戸籍管理制度による農村都市間の二元構造は人口移動の規制緩和で解消されつつあるが、都市部の中でいわば流動する社会において「農民工」と都市部住民を分断する都市労働市場の二元化が生じていると言われている（厳、2005:1）。大半の「農民工」は低賃金、都市部住民の好まない重労働の「第2」の労働市場における仕事に就かされてしまう。しかも、彼らが常

に労働市場の調整と変化が労働市場に与える影響及び「コスト」を負担される最大な対象でもあることは政策制定者にとって好都合であろう。

近年、「農民工」問題が中国の社会管理と公共サービス分野の重要な問題と位置づけられ、様々な問題の解決に向かう兆しが見えてきたが、「農民工」の權益を都市部住民と同様なレベルで保護、維持するまでには依然として大きな問題が残っている。例えば、賃金未払いの問題である。全国総工会の推算によると、2004年11月中旬までに「農民工」への賃金未払いの累計額が1,000億元にも上回っている（石、2005:190）。その後、2006年に國務院の「農民工問題の解決に関する若干意見」を「農民工」問題に関する政策のシンボルとして、政府は、農民工の權益を守る指導思想、基本原則と政策・措置を講じ、全面的に農民工の權益を守ろうとする姿勢を打ち出して賃金の大規模な未払い行為が清算、抑制された。2007年10月22日に中国労働保障部の発表によれば、2004年から2007年7月末までに、全国の「農民工」の総額433億2,000万円²³⁾の賃金未払い問題がすでに解決されたという。だが、賃金未払いの総額や未払い率のことを考えると問題は依然として深刻である（注24参照）。

第2は、都市戸籍を有しない「農民工」の社会保障制度からの排除である。「農民工」に対する社会的関心が高まった背景には、1つの重要な事実がある。これは、都市部に生活しているながら、既存の出生地に基づく戸籍の下での住宅、失業、医療、年金など社会保障面から事実上、排除されていることである。1980年代後半から、初期段階の社会保障政策が実施され始めたが、その対象は一部の都市、国家機関や国営企業などの特定な部門に限られている。第1次産業における農民について

社会保障制度が全く存しなかった。1990年代中期以降、農村部から都市部への労働力移動が大規模に進行し都市部の経済成長及び労働市場には「農民工」が欠かせない存在となりつつある。しかし、「農民工」は都市部住民と同様に社会保障を享受する権利を得ることができない。例えば、失業保障側面をみると、都市部の失業者は、少なくとも社会保障システムのセーフティネットでカバーされ、失業保険によって生活が保障される。ところが、「農民工」は、戸籍が農村にあるため、都市部の給与所得者グループを中心に構築された社会保障システムから取り残されている。1990年代後半から2003年後半にかけて、社会保障制度の基本的枠組みが完成し完備に向けて様々な改善、調整策を構築し始めようとしている。その間、一連の社会保障制度関連の法令が公布され、「農民工」の社会保障への加入も配慮されているが、都市部住民と異なって、戸籍制度を根源とする「農民工」の特殊な属性及び低収入と就業、生活的不安定さという実情があり、企業側、制度自体にも合理性と実効性の問題があるため、社会保障に加入する割合は極めて低い。例えば、2004年8月に実施された「農民工」調査によれば、社会保障加入率の調査結果では、「年金保険」は17.1%、「医療保険」は10.5%、「労災保険」は12.4%しか加入していない²⁴⁾。

第3は、都市戸籍を有しない「農民工」の子女教育問題である²⁵⁾。農村都市間の労働移動が長期化、恒常化に向けるにつれて、農村部から都市部へ子供連れで流入するケースも増えている。そこで、「農民工」子女の義務教育も非常に大きな問題となる。その中で、最も注目されたのは「就学難」の問題、いわゆる「農民工」の子女が都市部の公立学校になかなか入れてもらえず正規の学校教育を受けられないことである。

「農民工」の子供は公立学校に入れるために、少なくとも次のような高いハードルを乗り越えなければならない。その1つ、通常の学費に以外に、「借読費」²⁶⁾や「助成金」などといった割増費用を納めねばならない。こうした費用はもともと余裕のない「農民工」にとっても負担しがたいものである²⁷⁾。もう1つ、目下のところ、「農民工」の子供が都市部の公立学校に入学するには、きわめて煩雑な手続きを求められている。公立学校に入学するための必要な証明書類及び主な審査手順は次のようになる。まず、「農民工」は「5証」²⁸⁾を取得しなければならない。次は、移動先の最末端行政機関である街道弁事処あるいは郷鎮政府に移動先での入学許可申請を行い「入学許可証明」を発行してもらう。あとは指定された公立学校の入学審査で待たされ、もし学校がその入学を認めなければ、所属の行政管理部門に調停を依頼できる。当然、手続きするには少なからぬ経費もかかる。

こうして、入学手続きは一見合理的に見えるが、経済的、精神的苦勞は並大抵ではない。それにしてもこれがうまく行く保証はどこにもない。そのため、多くの「農民工」が子供を故郷に送り出すか、あるいは粗末な設備、ずさんな管理、低レベルの教師といった低授業料の民間学校、いわゆる「民工子弟学校」²⁹⁾への通学を余儀なくされるか以外に道はない。

ところで、上述の問題はあくまでも行政上の問題であり、教育資源が都市戸籍を有する者へ傾斜配分もしくは独占されているという制度的問題が底流にあるといえよう。法律では「平等に教育を受ける権利」が規定されているにもかかわらず、現実には義務教育が「中央指導、地方責任、各級管理」（地方政府の責任で管理する）という原則に沿って行われているため、その実施は戸籍管理制度と密接に連動している。即ち、子供の義務教育は

戸籍地の教育対象に基づく予算編成を含めて自分の戸籍地の政府により管理、分担される。「農民工」の子供が戸籍地から他出し都市部で長く生活していても、農村戸籍のままである以上、子供達のための財政移転支出及び政府の財政支援が行われない限り、公立学校の収容能力などといった都市部の教育資源にも限界があるため、現行の戸籍制度の下で農村戸籍を持つ子供の就学が妨げられることになる（張，2006:159-161）。「農民工」の子供の教育問題には、「義務教育法」で定められる基本的権利、即ち全ての人々が義務教育を受ける権利が二元戸籍管理制度の下で剥奪あるいは弱体化されてしまうという現実が反映されている。

5. 戸籍管理制度の改革及びその方向性

1. 「農民工」が都市労働力の最大勢力

1978年以来、「農民工」の都市部への移動が始まり、特に1992年鄧小平の「南巡講和」以降、都市部へ出稼ぎに行く「農民工」はほぼ毎年1,000万人のペースで増え続けている。2000年になってから、二元化の戸籍構造を維持しながら、「農民工」が都市部に入り、就業しやすくなる合理的秩序を作ろうという政府の方針に呼応して、都市部で働く「農民工」は急増することとなった。表5で示すように、2000年以後、都市部で働いている「農民工」が都市部の就業者に占める割合は高い水準で推移している。2005年末に「農民工」の人数は1億以上を上回る。この数字は、2005年までに「農民工」の総人数は1億2,000万人を超えたという計算結果（許・張，2006:14）より、若干少なめであるが、それは、統計上の不完全性によるものか、あるいは不就業状態に置かれている「農民工」の数は、統計数

表5 都市部における経営形態別の就業規模

単位：上=万人、下=%

年度	合計	国有経営部門	集体経営部門	他の経営部門	農民工
1978	8,514 100	7,451 78.3	2,048 21.5	15 0.2	
1980	10,525 100	8,019 76.2	2,425 23.0	81 0.8	
1985	12,808 100	8,990 70.2	3,324 25.9	127 1.0	367 2.9
1990	17,041 100	10,346 60.7	3,549 20.8	835 4.9	2,311 13.6
1995	19,040 100	11,261 59.1	3,147 16.5	2,939 15.4	1,693 8.9
2000	23,151 100	8,102 35.0	1,499 6.5	5,387 23.2	8,163 35.3
2001	23,940 100	7,640 31.9	1,291 5.4	5,851 24.4	9,158 38.3
2002	24,780 100	7,163 28.9	1,122 4.5	6,823 27.5	9,672 39.0
2003	25,639 100	6,876 26.8	1,000 3.9	7,855 30.6	9,908 38.6
2004	26,476 100	6,710 25.3	897 3.4	8,850 33.4	10,019 37.8
2005	27,331 100	6,488 23.7	810 3.0	9,870 36.1	10,163 37.2

(出所) 中国国家统计局 HP「中国統計年鑑2006」より作成。

<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2006/>

注：「農民工」の数字は、都市部の就業者の合計人数から推計したものである。空白は不明。

字に反映されていないことが考えられる。それにしても、2005年時点では、1985年と比較して、「農民工」の人数は26.8倍、都市部就業者の構成は12.8倍に膨らんで、2004年からは、「農民工」は、就業者数が既に国有経営部門と集団経営部門のその合計を上回っており、都市労働市場での最大の労働力集団となった。

公的統計によれば、珠江デルタで出稼ぎの「農民工」の、1人当たりのその地域 GDP に対する寄与度は、金額にすれば、毎年平均約3万元。仕送りなどを除いて、約3分の2は地域経済の活性化に資するものである（許・張、2006:14-16）。また、1978年改革開放以来、中国経済は GDP の年成長率が平均9.4%になっており、その中、「農民工」の GDP 成長に

対する寄与度は16.3%である³⁰⁾。しかし、「農民工」が特に労働集約型産業を支える構造は、中国経済の成長パターンに制度化されるように重要な要素になったにもかかわらず、経済成長のコストを小さく抑えようとする場合に最も不利益を被る対象になる。都市部では、「弱勢群体」と呼ばれるような弱い立場に立たされることで、労働条件、労働待遇、社会保障などの面でこく自然に「周縁化」されたことの所謂「根拠」の大半は、戸籍管理制度によるものであるといわざるを得ない。別の角度からみれば、「農民工」の厚生の上を阻害している、戸籍管理制度は改革する主な対象でもあるといえよう。

2. 「最大勢力」としての「弱勢群体」

改革開放以降、戸籍管理制度の分断的機能は、経済体制が計画経済から市場経済へ移行によりかなり弱まっているが、本質は、それほど変わりはない。要するに、労働資源の再配分の必要に応じて、現在でも戸籍管理制度は有効に機能しており、その威力は依然として衰えていない（陸，2006:102）。市場化とともに進んでいる現在の移動でも、農村部から都市部への移動は単身、短期の移動が多いという「不完全移動」の特徴を有するが、このことは戸籍管理制度の威力を示すものである。特に沿海地域の都市部への移動や省間の移動では、依然として戸籍管理制度による規制で定住にまで至る割合は低い。毎年、国家统计局が発表する「外出農民工調査報告」によれば、2002年から2005年までの4年間、外出「農民工」が農村の全労働力に占める割合がそれぞれ21.7%、23.2%、23.8%、25.0%と拡大し続けているのに対して、そのうちに占める「挙家移動者」はそれぞれ22.4%、21.3%、20.9%、21.1%に過ぎない。この割合は、1980年代の「離土不離郷」の時期と比較すれば前進があるものの、戸籍管理制度による転出入の制限が今でも有効であることが伺われる³¹⁾。この制限によって、「農民工」は、自身が社会経済的に不利益な状況に追い込まれる上で、家族と離れ離れになり、子女教育などの問題を抱えることに耐えざるを得ない。

現在、教育、社会保障及び公共財を利用する権利の配置などの面で、不公正かつ不平等な分配が明らかに存在している。これを巡って「優勢群体」と「弱勢群体」が対峙しており、戸籍管理制度を改革する際、「優勢群体」の既得利益を維持しようとする利害と、「弱勢群体」の自己利益を増大させようとする利害が衝突する。両者の間にバランスを取った政策を実施することは非常に重要である。た

だし、政策の選択と政策の遂行に与える影響力は「優勢群体」の方が「弱勢群体」より大きい。そこで、戸籍管理制度に付随する「付加機能」を廃止する政策の必要性はあるものの、長年の戸籍管理制度の下で自然に作り上げられた「優勢群体」と「弱勢群体」の利害対立により、この政策が一挙に進むとは考えられない。戸籍改革の成果が明確になるまでには、まだ多くの時間が必要だろう。

3. 戸籍管理制度改革へのアプローチ

1990年に入ってから、戸籍管理制度に対する改革が本格的に行なわれ、1980年代に比べ大きく前進した。この改革の特徴は、中央政府が改革方針を決め、改革方向性を明示し、地方政府が独自の改革方案を制定・施行したことにある。これによって、かつてのほぼ全国で統一された管理制度及び管理方法は大きく多様化した。ここでは、改革過程そのものは問題にせず、「農民工」の立場からみて緩和された戸籍移動制度の現状を捉えるために、取り扱うべき「農民工」の障壁は何かという側面を考察する。

(1) どこを改革すべきなのか

戸籍管理制度は、計画経済時代の遺産であり、最大の制度的な障害の1つであろう。戸籍管理制度の問題点は次の3つに総括できる。

その1は、社会階層を都市戸籍と農村戸籍に二元化された社会構造は、先天的要素による戸籍管理に基づくもので、経済発展を大きく阻害する要因になっていること。

その2は、社会の流動を政策的に制限する多重化した戸籍方法によって人口流動メカニズムに反する戸籍移動制限が行われており、これが公正で合理的、開放的な社会流動の枠組み形成を妨げていること。

その3は、合理的に配置されねばならない社会的資源配分に密接に関連した政治、経済、

文化教育などの諸権利と戸籍が結び付き、本来の機能以外の多くの「付加機能」を与えられていること。戸籍管理の「付加機能」によって、諸権利の配分が歪められているのである。

戸籍管理制度の改革はまさしく以上の三点を是正するために行われるべきものである。戸籍管理制度そのものは農村部と都市部を分断して労働力の移動と都市部定住を妨げる最大の制度的障害である。この点に対する改革は、近年、戸籍管理制度改革の中心的課題になっている。

(2) 改革の主なプロセス

1997年、戸籍管理制度そのものが規制緩和の兆しをようやく見せ始めたきっかけは、国務院が公安部の「小城镇戸籍管理制度に関する実験案」と「農村戸籍管理制度の改善に関する意見」を承認したことである。これを全国に発令したことによって、それまでの戸籍管理制度の改革と異なり、長年続けてきた都市部と農村部の二元化された戸籍管理制度を廃止するという大転換を含む改革となった。

農村戸籍を持ち、いわゆる農村人口に属する者が、条件つきではあるが、都市常住戸籍を申請できるようになったのである。申請条件としてはまず農村戸籍者が2年以上申請都市に住み、安定的な住居を確保できること。ほかに、「農民工」と関係する主な条件は次の通りである。その1、農村部から都市部に入り、就業し、もしくは第2次、第3次産業で起業した者、その2、企業、団体、その他の機関に雇用された管理者、専門技術者、その3、市場から購入した、または合法的に自ら建設した住宅を有する者、(範, 2003:188) などである。

1998年7月22日、国務院は、公安部が公布した「当面の戸籍管理活動における突出した幾つかの問題に対する意見」を承認したが、これには次のような「農民工」問題に関わる

戸籍管理制度緩和の内容が含まれていた。その1、新生児の戸籍は父母のどちらの戸籍に登録するかは基本的に自由、その2、夫婦別居の場合、配偶者の所在都市に一定期間居住していれば、本人の希望でその都市の戸籍を取得できる、その3、父母と異なる戸籍を持つ子女は別居している親(男性60歳以上、女性55歳以上)の居住地の戸籍を取得できる、その4、都市部で投資、起業、または住宅購入した者、及び直系親族が都市部で安定した住所、職業または収入があり、かつ一定の期間居住している場合、当該都市の戸籍を取得することが認められる。

これによって、大都市における戸籍の取得制限が以前より緩和された。例えば、北京では、多国籍企業を北京へ誘致するため、市内に地域本部、経営センターを設立する多国籍企業及びその付属研究機関に継続して5年以上勤めていれば、戸籍を管理する部門の審査を経て北京戸籍を取得できる。広州市では、指定範囲内で建築面積が50平方メートル以上の建売住宅を購入し、住宅財産所有権本人及びその親族が入居してから半年以上経過すれば、正式の広州市戸籍に準ずる「青色戸籍」を申請できるという制度が1998年2月からスタートした。これを取得すれば、本人の社会保障から子女の教育までのすべてについて、広州市の正式戸籍所持者と同様な処遇を受けられる(範, 2003:196)。

前述の制度変遷「第4段階」で既に触れたように、2001年から、全国のすべての鎮県都市クラスにおいて、農村戸籍から都市戸籍への転籍に関する「人数制限」制度は廃止された。さらに、二元化された戸籍、即ち農村戸籍と都市戸籍を、居住地ごとに「戸籍一元化」する試みが大・中都市でも行われるようになった。これ以後、広東、福建、江蘇、浙江などの南部の省市をはじめとして、山東、河南、

河北、四川などの省市で戸籍管理制度改革の「実験」措置が相次ぎ講じられている。2002年、一部の大都市でも、転籍の制限が全面的に緩和されるようになった。例えば、河北省石家荘市では、2001年には多くの「農民工」の転籍が認められ、合計36万人の農村戸籍者が石家荘市の都市戸籍を手に入れることができた（侯、2003:86）。

このように、1990年代後半以降の戸籍管理制度の改革は、いずれも中小都市における戸籍制度を改良することによって、定住地を選択する自由をある程度実現できたことは、農村部から移動してきた「農民工」に大きな希望を与えるものと評価できる。各省市ごとに事情がかなり異なるため、具体的な政策は各省市の実情に基づいて策定されるとし、改革は段階的に推進されることになっている。北京、広州、上海などのような特大都市においては、規制がすぐに大幅に弛められることはないが、全体的には戸籍管理制度は人の移動をより促す方向に向かって変わりつつある。とはいえ、実際に転籍が実現できるまでには高い要件を満す必要があるため、改革は「農民工」を含む農村戸籍者の全員を対象とするものではないと見ている。

（3）個別地域における戸籍管理制度改革の事例

個別地域における戸籍管理制度改革の代表的な例として、河南省の省都である鄭州市の改革の内容と特徴をみてみよう。鄭州市は、改革「実験地」の中で、最も急進的かつ徹底的な改革を宣言し、実行した都市の1つである。2001年11月、鄭州市では戸籍取得条件が大幅に緩和され、次の3つの条件の中で1つでも該当すれば、市の都市戸籍を取れるようになった。1) 住宅購入。市内にある56平方メートル以上の住宅を購入すれば、財産権所有者本人及びその直系親族を合わせて2名、

90平方メートル以上では3名、120平方メートル以上は、4名、150平方メートル以上は5名、市の戸籍を取得できる。2) 投資あるいは納税。市における投資家は、3年以上ビジネスに携わり毎年納税額は3万元以上、または1年でも納税額が10万元以上であれば、本人と同居する直系親族は戸籍取得が可能である。3) 学歴者。博士号所持者はその配偶者、子女とも戸籍を取得できる。修士号所持者、大卒者は、本人のみ戸籍を与えられる。この政策を実施した結果、鄭州市の人口は約10万人増えた。

鄭州市では続いて2003年8月より、全国ではじめて「全面開放」の改革策を打出し、規制がさらに緩和された。その結果、2004年上半期までに同市の人口は約25万人急増して、教育、就職、社会保障、都市インフラなどに様々な問題を引き起こしてしまった。例えば、定員を大幅にオーバーしたため90人クラスを編成させざるを得ない小学校が現れた。路線バスなどの公共交通手段も、相対的に不足しており、住民生活に大きな影響をもたらすことになったという。そのため、2004年8月、2003年8月に制定された政策は急遽停止された。鄭州市の戸籍改革では、「農民工」はほとんどその対象に入らないが、戸籍改革はたんに農村戸籍を都市戸籍に転換することだけで済むものではなく、総合的な施策を同時に講ずる必要があることがこの例で示されたといえよう³²⁾。

4. 戸籍管理制度改革の方向性及び主な対策

以下の報道は、戸籍管理制度の改革に関して都市部で生活する農村戸籍者の反応を描いている例である。「寧夏自治区の省都である銀川市に住んでいる董さんは、永寧県の農村から来た農村戸籍の出稼ぎ労働者である。10年前から小さな果物屋を夫婦で営んで商売を

始めた。夫婦とも懸命に働いて売上を安定させて、ついに念願のマイホームを市内で手に入れることができた。一方、董さんは、銀川市が2年前から打ち出した戸籍管理制度の改革策に基づく規定の適用要件を満たしているが、今になってもまだ農村戸籍から都市戸籍への切り替え手続をする気はないようである。都市戸籍は彼らに対して魅力がないのだろうかと聞くと、戸籍の切り替えについての話を多くの人に尋ねた上で、結局は手続をする事を見合わせることにしたという。都市戸籍を取得しても、子供の進学以外、年金、医療といった社会保険は依然として享受できないし、社会的地位の側面でも相変わらず差別を受けることがあり、実際のメリットはほとんどないからである、と答えた³³⁾。

ここ数年来、全国十数省は戸籍管理制度改革を推し進めるために、様々な政策案を構築してきた。主として次のような取組が挙げられる。二元戸籍制度の撤廃と都市農村部の統一戸籍登記制度を施行すること、3種の「親族呼び寄せ」に関する戸籍規制を緩和すること³⁴⁾、投資者、実業者及び不動産購入者の都市戸籍の取得をさらに緩和すること、人材の優遇政策、「居住証制度」の実施、などである。

ところが、これらの地域は戸籍管理制度に対する改革をさらに進めると、制度の背景にある障壁にぶつかる。例えば、河南省、寧夏自治区、広東省などは最も早く改革を推進して戸籍管理を1本化し、統一的な「居住証制度」を導入した地域である。しかし、進捗速度や社会資源の再配置効果などに関しては地域の受け入れ体力によって変わってくる。現行の戸籍管理制度の背景には都市戸籍者に比較的に手厚く与えられる進学、就職、住宅、社会保障などの利権があり、戸籍管理を1本化してもこのような利権の格差は自然に消え

ない。そのため、改革が戸籍管理制度における本来の機能を取り戻すように作用し、移動制限を自由化する方向性はあるものの、戸籍管理制度だけの改革では「付加機能」に関連した利権における差別撤廃が実現されるわけではない。社会資源を合理的に再分配することを焦点にする経済政策の構築が改革の実質的な内容だと考えられる。

したがって、二元的戸籍管理制度の撤廃よりも、戸籍制度の「付加機能」に絡む利権の再分配が一番重要な課題ではないかと考えられている。なぜなら、戸籍の二元構造がもたらした最重要な結果であり最大の障害は都市農村間の著しい経済的格差だからである。

そのゆえ、戸籍管理制度改革の最終目標は人口移動に対する制度的制限を撤廃するだけでなく、「農民工」の「産業労働者化」及び「市民化」を実現し、都市住民と農民の平等な権利を実現することにある³⁵⁾。都市戸籍と農村戸籍の二元戸籍制度を撤廃し一元の統一戸籍登録制度を確立するだけでは不十分であり、あわせて二元戸籍制度から生じた身分の相違による国民権利の不平等さの解消を実現せねばならない。

まず、各地域ごとに社会経済の発展水準も戸籍改革の条件や影響も異なるため、各地域ごとの改革に伴う負担と受け入れ体力を考慮して、改革を秩序ある過程として推進すべきであろう。例えば、都市農村間の経済格差が小さい地域や体力に比べて負担が小さいと予想される地域では、より強力に改革政策を推進すべきであろう。一方、経済格差の大きな地域や体力に比べて負担の大きい地域では漸進的、段階的に改革を進めていくべきである。次に必要になるのは戸籍制度に付随する不平等さの解消を軸とする改革である。この目標を達成するには、「戸籍法」、「選挙法」といった法整備・改定や、都市戸籍を取得した農民

に平等な教育・社会保障・文化などを享受させるための財政編成や土地制度改革などを推進しなくてはならない。そのため、厳しい改革努力が長期的に求められることになる。

6. おわりに

客観的・歴史的な観点からみれば、中国における戸籍管理制度は、中国を取り巻く政治的、経済的な状況の変化に応じて、人口の移動をコントロールする政策手段であって、国家戦略の達成に一定の役割を果たしてきた。農村労働者の自由移動を制限することは初めから戸籍管理制度の目的だったわけではなく、むしろ結果としてそうなったと考えることが現実により近いと思われる。

近年、戸籍管理に関する制度的規制が緩和され、戸籍管理制度によって人口移動を抑制する政府の姿勢が変わりつつある。戸籍管理制度における3つの大きな弊害に対する改革や人口の移動管理に対する改革は、大きな成果を収めつつある。とはいえ、特に大・中都市では戸籍を簡単に取得できないため、労働市場が依然として分断され、農村出稼ぎ労働者がそれから生じた不利な立場に追い込まれ

ている状況から完全に脱却するまでには至っていない。

長年にわたって、二元戸籍管理制度に基づく二元社会の間に生じている大きな社会格差を埋める仕組みを作ることは、実際には至難の業である。例えば、「農民工」が都市戸籍に転籍すると、将来の公的年金を受給する資格を獲得するが、今までの保険料未納分を本人に負担させることはあまりにも非現実的である。これを誰が負担するかが大きな問題になるが、大半の「農民工」が都市部の労働市場におけるローエンド市場に置かれている低所得者であることを考えると、都市部への流動を阻止する制度的障害を取り除き、都市部定住できるようになったとしても、経済力、教育力の弱い人々が都市部の人口に加わるということである³⁶⁾。

それゆえ、たんなる戸籍管理制度だけの改革は限界がある。現行の戸籍管理制度を差別なき制度に変えることは「農民工」問題を解決する重要な第一歩である。しかし、「弱势群体」から「一般社会群体」に変わるには、戸籍管理制度と結び付いている社会福利及び社会保障制度などに関する総合的な改革施策を講ずる必要がある。

〔注〕

1) 中国で農村労働力の大規模な移動が進んでいる中で、「農民工」という言葉が徐々に定着するようになってきた。2006年3月に中国国務院が出した「農民工問題の解決に関する若干の意見」という通達によって初めて「農民工」に関しての公的定義が示された。これによれば、(農業)戸籍を農村に残しながら、主に非農業に従事する者を指す。農閑期には出稼ぎに出るが、農繁期は農業をする流動性の高い者もいれば、長年都市部で出稼ぎ労働者として働き、産業労働者の重要な構成部分となっている者もいる。都市部のみならず、農村部の郷鎮企業で仕事をする兼業または専業の労働者も「農民工」に含まれている(厳,2007:67)。

本稿では、農村出稼ぎ労働者というような表現を使うことがあるが、断りがない限り、「農民工」と同じ意味である。「農民工」にまつわる主な問題、いわゆる「農民工」問題としては以下のようなものが指摘されている(国務院,2006:63)。①相対的に低賃金であること、②賃金の遅払いないし未払いが多いこと、③非常に厳しい就業環境の下で長時間労働を強いられること、④労災事故及び職業病が頻繁に発生していること、⑤厚生年金や健康保険といった社会保障が欠如していること、⑥本人の再教育及び職業訓練の必要性、⑦余暇生活の開発、⑧子女の教育、⑨居住などの生活

- 環境が劣悪であること、⑩経済・社会・政治にかかわる権益が十分に保障されていないこと。
- 2) 出稼ぎ労働者は、農業からは離れるが、自分の基本的な生活拠点とする農村からは離れない。
 - 3) 出稼ぎ労働者は、農村から完全に離れる。
 - 4) 『中国2000年人口普查資料』では6カ月間以上の期間移動したものがその対象であり、それ以下の期間のものは対象とならない。移動範囲は郷鎮、街道の範囲を超えて移住したものである。
 - 5) 2000年以降、挙家離村移住のような出稼ぎ労働者の農村から都市への定住化、移住化が加速した。
 - 6) 本稿では、農村戸籍と都市戸籍という表現を使うが、中国語での表現では、農業戸籍及び非農業戸籍という分け方が一般的である。また、都市戸籍の中には、居住形態により単身戸籍、集団戸籍及び世帯戸籍、居住期間により常住戸籍及び非正式な都市戸籍である暫住戸籍という細かい分類がある。現在では享受できる社会福祉などから生じた格差が都市戸籍の中では小さいかもしくは皆無に近いため、ここでは都市戸籍というひとつのカテゴリーとして捉える。
 - 7) 都市化が進む過程に伴って大都市へ人口・産業が過度に集中することは様々な都市問題をもたらした。人口の過密化、交通渋滞、環境汚染、住宅難、貧困層の拡大等の「症状」が現れる諸問題を「都市病」と総称する。
 - 8) 廖(2001)によれば、1950年代後半から高度に集中的な計画経済体制を実施し始めて以後、都市部の住民に対して生活に密接している消費財などを優遇的に提供している。そこで都市部の人口は、当時の非常に弱い経済基盤の上に成り立つ財政に強い圧迫を与えた。1950年代末、年間の財政収入額は、100億元であり、しかも、半分以上は工業生産及びインフラの整備などに投入されている。都市部住民の消費財への支出分を出来る限り少なくするには都市部の人口増加が最小限に維持されねばならなかった。ただし、このような説は二元戸籍制度の効果から遡ってその形成の原因を探すというアプローチであって、実際に財政的な理由から二元的戸籍制度が採用されたとは言えない。
 - 9) ただし、戸籍制度改革の視点からみれば、長年にわたって二元戸籍制度が施行されているため、今日ではそれを完全に撤廃するとしても、「農民工」問題が解決されるわけではない。
- 改革に従って「農民工」に市民権を与えること自体は比較的容易に達成できるが、今まで失っていた諸権利を取り戻すことは実際には制約が多い。それゆえに、農村出身者が市民権を得たとしても、短期間のうちに彼らに都市出身者と同様な経済的地位に達する能力を与えることはできないし、同様な諸権利を保証するものでもない。改革のステップを考えると、まず、「農民工」が現状で持つ権益を保障することから着手し、そこから段階的に既存の戸籍管理制度を一元化するように改革を進めていく必要がある。
- 10) 「弱勢群体」とは社会的弱者層を指す表現である。具体的には農民、失業者、低所得層などが含まれる。2002年3月の第9期中国全人大で当時の朱鎔基総理が政府活動報告の中で国家指導者として初めて「弱勢群体」という表現を使い、この人々への配慮を強調したという。
 - 11) 「シェーレ」とは錠状価格差のことである。政府の「統一買付・統一販売」(統購統銷)制度の下で農民が食糧を商人に売り出すことを禁じ、国は低価格で農産品を買い付けて、それを都市住民に安く提供することによって労働者の賃金を低く抑え、他方で農業部門に農業加工品、工業製品を高く売り渡すことで、両者の差額を財政収入とする方法である。
 - 12) 戸籍登録の単位は、「戸」、1つの「戸」の個人情報は1つの「戸籍登記簿」に記載される。住民が常住地において常住人口として戸籍に登録しなければならない。1人の住民は「戸籍登記簿」の中の1箇所だけに登記され、戸籍管理機関が保存したのは「戸」の全員をまとめた1冊の「戸籍登記簿」である。日本と同様に一般に1「戸」とは居住を共にしている一家族のことである。ただし、中国では「戸」は住所を基準にするもので、1「戸」は必ずしも同じ家族のメンバーとは限らない。例えば、学校の寮、機関、団体などの同じ住所を持つ1つの生活集団及び所属機関を1「戸」として戸籍に登録することもある。「戸」主登録は家族の場合には日本の世帯主と同じであるが、上の例のように集団生活の場合には、その責任者である。
 - 13) ただし、転籍後、戸籍上では非農村戸籍でありながら都市戸籍に属さない「食糧自弁戸籍」となり、この時代の特徴が鮮明な「準都市戸籍」に近いものである。この戸籍の保有者は統計上では都市住民ではないが、「非農村戸籍」として取り扱われる。
 - 14) 小城镇とは県級市、県人民政府所在地の鎮及

- びその他の行政鎮のことである。都市戸籍に属する地域であるが、都市戸籍の中に最下位ランクされる。
- 15) 1980年代から生じた、農村戸籍と都市戸籍のどちらでもない変則的な戸籍である。例えば「食糧自弁戸籍」、「暫住戸籍」、「青色戸籍」、「現地有効戸籍」などと呼ばれる。
 - 16) 公安部の統計では、これまでに河北省、遼寧省、江蘇省、山東省、重慶市、四川省、広西壮（チワン）族自治区など12省（自治区・直轄市）が、二元戸籍制度を相次ぎ撤廃し、都市部と農村部の統一戸籍「住民戸籍」制度を施行している。北京市と上海市は市内の農業人口を非農業人口に移行する施行意見を通達し条件も緩和した。今後さらに合法的で固定した現住所のあることを基本的な定住条件にして、戸籍移行政策の調整を進め、人口の合理的で秩序ある移動を促すとともに一時滞在者のための戸籍登録制度を整備し、居住証明制度の確立を図る方針である（人民日報社主宰の「人民網日本語版」（2007年））。
 - 17) 表4のように1998年8月、戸籍管理制度の改革により新生児の戸籍は両親の戸籍が異なる場合、どちらの戸籍に登録するかを自由に選択できるようになった。
 - 18) 1980年代初頭、多くの省が戸籍管理制度を緩和した。地域の経済、社会の実情に基づき、農村戸籍者が一定な条件を満たせば、「変則的な都市戸籍」あるいは都市戸籍への転籍を認めるようになったのである。ただし、政策には地域主義の傾向が残っており、特に大・中都市へ移動した一般労働者が戸籍を取得する望みは依然としてない。こうして、戸籍改革の進捗度の違いにより新たな不平等が生じかねない。
 - 19) 社会学では社会流動、社会各階層の地位の転移に関する社会的規則が二つあるといわれている。1つは先天型規則である。これは個人が先天的に持つ性別、出身などの要素に基づいた地位の継承で、主として封建制度の下で社会流動の主な規則となり、上層社会の閉鎖性、組織内部だけの流動という伝統的社会構造の基本的な特徴となった。もう1つは後天型規則である。後天的な努力や業績などの要素に基づいて地位を転移させる規則である。これは現代社会の流動メカニズムの主導的規則で、上層社会の開放性と中低級階層社会の構成員が上層に流動できる現代社会構造の基本的特徴を形作る（陸,2004:98）。
 - 20) 「統包統配」とは、中国では、政府が労働者を統一的に就職先に振り分ける「職場の統一配置」によって各経済単位である職場、即ち所属企業を決めていた労働配分システムのことである。企業は公開採用や解雇の自主権を持たなかった。改革・開放政策が押し進められる過程において、企業の雇用面での自主裁量権は徐々に拡大されてきた。
 - 21) 国家統計局発表の外出農民工調査報告によれば、2005年の「農民工」に占める中卒以上の割合は83.5%に達し、全国農村平均のそれより20%高かった。加えて、短大卒以上の割合は2002年の0.7%から2005年には5.5%へと急増した。なお、2002年から2005年までの4年間とも依然として「農民工」の8割以上は中学校程度以下である。
 - 22) 就労の目的で戸籍所在地が所属する地域から外に出る労働者を「外出労働力」と言う。このうちには短期のものや都市戸籍を有する労働者も含まれている。これは県、市もしくは省を超えて地域間移動する労働者を移動元の視角から捉えたものである。これに対して、本文中にこれの下の「外来労働力」という表現が移動先の立場からみた上海戸籍を持たずに上海で働く労働者のことである。
 - 23) http://news.xinhuanet.com/newscenter/2007-10/22/content_6924856.htm（新華網）。
 - 24) 李涛、李真（2006）『農民工—流動辺縁』北京当代中国出版社、118-135ページ。なお、最近、復旦大学と浙江省のシンクタンクは農民工約3万人を対象とした調査に基づく「2007中国農民工報告」をまとめた。それによれば、4人に1人にあたる26%が雇用主から賃金が支払われなかったり、支払いが遅れているほか、3人に1人にあたる36%が医療や労災などのいかなる社会保険にも加入していないと回答している（『中国青年報』2008年1月11日付）。
 - 25) 本稿では子女の教育問題を「農民工」の義務教育年齢に達した子供の学校義務教育を就学することに限定したい。「農民工」が戸籍所在地を離れて他地域に移動するため、義務教育を受けるその子供の居場所によって、「流動子女の教育」と「留守子女の教育」の2つに大別できる。紙幅の制限もあり、ここでは「流動子女の教育」問題のみを取り上げる。ただし、両者の問題の間に密接な関連性がある。例えば、「流動子女」が親に伴われて都市部に流れ込んだが、経済的、制度的な理由で就学がうまく行かず、結局、故郷に送り返されるといように、「流動子女」から「留守子女」に変わるケースは少なくない。

- 26) 公立学校に通う時に外地戸籍を持つ越境入学児童が課される割増学費。これが学校の財政の一部にもなっている。地域ごとに、または学校ごとに徴収額がまちまちで、徴収基準が非常に曖昧である。なお、2006年より中央政府の規定に基づき特に「農民工」子女に対して免除政策が実施され始めている。
- 27) 国家统计局農村社会経済調査総隊の「年間調査報告」によれば、2004年、「農民工」の平均月収は約780元、こうした割増費用は1学期(半年)数百元から数千元にまで達するという。
- 28) 子供と自分の戸籍証明、戸籍所在地無保護者の証明、自分の居民身分証、暫住証、労働許可証。
- 29) 「民工子弟学校」とは出稼ぎ労働者(「農民工」)の子供達を教育するための民間学校である。確かに勉学条件は劣悪であるが、農村の学校に比べればむしろ良好である上に、何らの理由で公立学校に入学できない「農民工」の子供にとっての貴重な勉学の場でもある。しかし、法的根拠がないままでの存続について賛否両論がある。行政管理部門もそれを黙認する時期があったが、政策によって時々、取り締まりの対象にして閉鎖させることもある。
- 30) 『人民日報』2003年9月28日付。
- 31) 実験的に河南省の省都所在地である鄭州などの大・中都市で戸籍制度改革が行われ、一定の条件をクリアすれば、農村戸籍から都市戸籍への変更が認められるようになっているが、これは同一の行政区域内の変更に限られており、内陸農村部から沿海地域の都市部へのような広範囲で戸籍変更は改革の対象から除外されている。
- 32) 『人民日報』(海外版)2004年10月8日付。
- 33) 『瞭望』新聞週刊2007年第2期の記事。
- 34) 中国語で「3投靠」と略称する。つまり、農村に取り残された妻または夫、父母及び未成年子女は、それぞれの都市戸籍を有する夫または妻、子女及び父母のもとに身を寄せる際、同じ都市戸籍を取得しやすくなるということ。
- 35) 2007年3月29日付の「全国治安管理工作会議紀要」。
- 36) これは「農民工不足」を引き起こした原因の1つとして考えられる。

【文献リスト】

<日本語文献>

- 石曉紅(2005)「中国都市における特殊な階層—「農民工」」『現代社会文化研究』No34 12月
- 嚴善平(2005)「流動する社会、分断する都市労働市場」『桃山学院大学総合研究所紀要』31(2) 11月
- 嚴善平(2006)「中国の労働不足、主因は農民差別」『世界週報』10月16日
- 嚴善平(2007)「農民工と農民工政策の変遷」『中国21』巻号(26)
- 侯若虹(2003)「規制緩和に向かう戸籍制度」『人民中国』11月号
(<http://www.peopleschina.com/maindoc/html/200311/muci.htm> 2007年6月30日アクセス)
- 侯若虹(2007)「都市の底辺を支える農民工たち」『人民中国』3月号
<http://www.peopleschina.com/maindoc/html/200703/muci.htm> 2007年6月30日アクセス)
- 朱永浩(2004)「中国の所得格差をめぐる論点—地域開発政策と戸籍制度との関連性を中心として—」『商学研究論集』明治大学大学院 第22巻 2004年度
- 肖啓明(2004)「中国の戸籍身分制度について」『東洋文化』(93) 9月
- 人民日報社主宰の『人民網日本語版』(2007)「中国、戸籍統一を推進」4月9日
- 張英莉(2004)「新中国の戸籍管理制度(上)—戸籍管理制度の成立過程—」『埼玉学園大学紀要』(経営学部篇)第4号 12月
- 張英莉(2005)「新中国の戸籍管理制度(下)—戸籍管理制度の改革過程と現状—」『埼玉学園大学紀要』(経営学部篇)第5号 12月
- 張海英(飯田哲也訳)(2006)「中国「農民工」子女の義務教育問題と政府の責任」『立命館産業社会論集』3月
- 沈金虎(2007)『現代中国農業経済論』農林統計協会
- 沈建鋒(2006)「戸籍改革から見る中国の農村問題—江蘇省太倉市沙溪鎮の場合—」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第7号
- 中兼和津次編著(1997)『改革以後の中国農村社会と経済』筑波書房
- 中兼和津次(2007)「「三農問題」」『中国21』巻号(26)
- 西村幸次郎編著(2005)『現代中国法講義(第2版)』法律文化社
- 堀井敬太(2006)「中国の戸籍制度と労働力管理政策について—沿海部進出企業における労働移動の実態—」『同志社政策科学研究』8(1) 7月

若林敬子 (2005)『中国の人口問題と社会的現実』
ミネルヴァ書房

<中国語文献>

- 班茂盛、祝成生 (2000)「戸籍改革の研究状況及実
際進展」『人口与経済』(1)
- 杜娟 (2006)「浅談中国戸籍管理制度の現状与改革」
『法制与社会』(10)
- 範天吉 (2003)『中華人民共和国居民身分証法与戸
籍管理実施手冊』長春：吉林音像出版社
- 傅勇 (2005)「関与戸籍制度改革の思考」『科学決
策』(5)
- 国务院人口普查办公室等 (2002)『中国2000年人口
普查資料』北京：中国統計出版社
- 国务院研究室課題組 (2006)『中国農民工調研報告』
北京：中国言実出版社
- 藍海濤 (2000)「我国戸籍管理制度の歴史渊源及国
際比較」『人口与経済』(1)
- 李強 (2002)「戸籍分層与農民工の社会地位」『中
国党政幹部論壇』(8)
- 李曉春 (2006)「農民工輸出地「民工荒」成因的經
济学分析」『南京大学学報』(4)
- 廖常勇 (2001)「促進戸籍制度改革の財政思考」
『四川財政』(12)
- 林毅夫、蔡昉、李周 (1999)『中国的奇跡：發展戰
略与經濟改革』上海：上海人民出版社
- 陸学芸 (2002)『三農論』北京：社会科学出版社
- 陸学芸 (2004)『当代中国社会流動』北京：社会科
学文献出版社
- 陸学芸 (2005)『「三農」新論—当前中国農業、農
村、農民問題研究』北京：社会科学出版社
- 陸益龍 (2002)「1949年後的中国戸籍制度：結構与
変遷」『北京大学学報 (哲学社会科学版)』(2)
- 陸益龍 (2003)『戸籍制度：控制与社会差別』北京：
商務印書館

- 陸益龍 (2006)「社会需求与戸籍制度改革的均衡点
分析」『江海学刊』(3)
- 呂紹清 (2006)「農村児童：留守生活的挑戰」『中
国農村經濟』(1)
- 徐平華 (2006)「我国農村余剩勞働力移動分析」
『農村經濟問題』第6期
- 許信勝、張芬昀 (2006)「戸籍制度与我国農民工問
題」『開發研究』(5)
- 殷志靜、郁奇紅 (1996)『中国戸籍制度改革』北京：
中国政法大学出版社
- 俞德鵬 (2002)『從隔離走向開放：中国戸籍制度与
戸籍法研究』濟南：山東人民出版社
- 張平、林梓 (2006)「市場經濟的發展与我国戸籍制
度的改革」『人口經濟』(6)
- 仲大軍 (1999)「戸籍制度：是否已經成為中国社会
發展的阻力」『外向經濟』(5)
- 中国労働・社会保障部課題組 (2004)「民工不足に
関する調査報告」『經濟参考報』[9月8日付]
中国国家统计局 HP [統計分析>分析報告2006]
(<http://www.stats.gov.cn/tjfx/fxbg/>
2007年7月15日アクセス)
- 朱佩嫻 (2006)「戸籍制度改革与地方政府的職能転
変」『理論学刊』(11)

【付記】

本稿の作成にあたり、山口大学の植村高久教授・藤原貞雄元教授、独立行政法人大学評価・学位授与機構の松井範惇教授から御指導を頂き、また、本誌のレフェリーの先生から非常に有益なコメントを頂いた。以上の先生方に際し、記して感謝の意を表したい。勿論、あり得る誤りは全て筆者の責任である。